

新設しました！

新型コロナウイルス感染症 対応資金

新型コロナウイルス感染症の影響により、新たに資金を必要とする
市内中小企業者等の方々に活用いただくため融資対象資金を新設しました。

融資対象者

- (1) 新型コロナウイルス感染症に伴う中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定を受けた者【4号認定】
- (2) 新型コロナウイルス感染症に伴う中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受けた者【5号認定】
- (3) 新型コロナウイルス感染症に伴う中小企業信用保険法第2条第6項の規定による認定を受けた者【危機関連保証】
- (4) 新型コロナウイルス感染症の流行により直接または間接の影響を受け、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月比10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比10%以上減少することが見込まれる者

融資限度額

3,000万円

利子補給

3年分利子全額補給
(利率:1.0%)

取扱期間

令和3年3月31日まで

信用保証料補給

全額補給

まずは、お取引金融機関へご相談ください！

その他お問合せ

千歳市役所商業労働課 ☎24-0598 又は市内金融機関

融資条件

融資限度額	3,000万円
資金用途	事業資金
融資期間	10年以内(据置2年以内) ※金融機関・信用保証協会の定めるところによる。
融資利率	1.0%
取扱期間	令和3年3月31日まで
償還方法	割賦償還
信用保証	北海道信用保証協会の保証を必須とする。
担保・保証人	原則として不要 ※金融機関・信用保証協会の定めるところによる。
融資対象者	<p>市内に住所を有する中小企業者等であって、市税の滞納がないもののうち、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症に伴う中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定を受けた者【4号認定】</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症に伴う中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受けた者【5号認定】</p> <p>(3) 新型コロナウイルス感染症に伴う中小企業信用保険法第2条第6項(危機関連保証)の規定による認定を受けた者【危機関連保証】</p> <p>(4) 新型コロナウイルス感染症の流行により直接または間接の影響を受け、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月比10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比10%以上減少することが見込まれる者</p>
取扱金融機関	北洋銀行、北海道銀行、北海道信用金庫、苫小牧信用金庫、北門信用金庫及び北央信用組合の市内各支店
必要書類	<p>(1) 市税の滞納がないことの証明書</p> <p>(2) 次のいずれかの書類</p> <p>ア 中小企業信用保険法第2条第5項又は第6項の認定書</p> <p>イ 上記融資対象者欄の(4)に該当することの証明</p>
申込先	千歳中小企業相談所(千歳商工会議所内) ☎23-2175

保証料及び利子の補給について

必要書類	<p>【保証料の補給申請】</p> <p>(1) 補給申込書</p> <p>(2) 保証料額確認書</p> <p>(3) 信用保証書又は信用保証決定のお知らせの写し</p> <p>【利子補給申請】</p> <p>(1) 補給申込書</p> <p>(2) 月ごとの返済額がわかる書類 (元本及び利子の内訳がわかるもの)</p> <p>※補給の決定を受けた後、補給時に別途請求書等の書類が必要となります。</p>
申請時期	融資実行後速やかに
補給時期	<ul style="list-style-type: none"> ● 保証料補給:保証料の支払後に補給する。 ● 利子補給:利子の支払後、次の時期に補給する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 4月～9月に支払った利子は、10月(又は11月) ② 10月～3月に支払った利子は、4月(又は5月)
申込先	千歳市産業振興部商業労働課商業振興係(市役所本庁舎1階11番窓口) ☎24-0598(直通)